

## ◆ 第3章 大人の役割

こどものすこやかな成長のためには、周りの大人の存在が不可欠です。こどもが安心できる環境と、様々な経験ができる機会をつくることは、大人の大切な役割です。こどもが可能性を伸ばせるよう、こどもにとって最も良いことを第一に考えます。目の前のこどもの思いを尊重しながら、年齢や成長に応じて適切な配慮や支援を行うことで、こどもの育ちを支えます。



### 〈 おうちの人 〉

こどもが安心してすこやかに育つことができるよう支えます。  
こどもにとって一番良いことは何かを考え、こどもを守り育てます。



### 〈 学校や施設の人たち 〉

こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを支えます。  
いじめ、虐待、体罰などからこどもを守るために、いろいろな人たちと協力します。



### 〈 地域の人たち 〉

こどもがいろいろな体験や交流ができる機会を作ります。  
こどもが安心して暮らせるよう、地域の子育て家庭を支えます。

## 【大人の役割】

- 第8条 1. 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聴き、共に考え、関わり続けます。
2. 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図ります。

心と心が繋がってこく。



時間をかけて



こどもの権利を保障するための大人の役割を定めます。

- 1 権利の主体について、こどもも一人の人間として尊重されるべき存在であることを示しています。大人はこどもに対して、大人の考えを一方向的に押し付けるのではなく、こどもと共に一緒に考えていく姿勢が必要となります。また、「一人の人間」との表現は、こどもの一人ひとりの状況に応じて、関わらなければならないということを伝えています。
- 2 大人は、こどもの心と体の育ちに対し、適切な指導や助言を行う場合は、「こどもの最善の利益」を第一に考えなければなりません。こどもの最善の利益を考えた場合、大人の思い込みではなく、こどもに寄り添い、個々の意見を聞くことを基本にすえなくてはなりません。

## 【保護者の役割】

- 第9条 1. 保護者は、その養育するこどもに対して責任があります。
2. 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。
3. 保護者は、こどもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心よりどころとなる居場所になるよう努めます。
4. 保護者は、必要な支援を受けることができます。



## 【こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割】

- 第10条 1. こどもの保育、教育、療育に関わる大人は特に、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。
2. こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。



### 解説

こどもの権利を保障するための保護者の役割を定めます。  
保護者は、こどもが成長し、自立するまで、その養育に責任を持ちます。保護者は、子育てにおいて、市や学校等、地域、事業者などから必要な支援を受けることができます。また、事業者は、法律に基づき子育て中の雇用者等に対し、必要な支援を行わなければなりません。

### 解説

- こどもの権利を保障するためのこどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割を定めます。
- 1 こどもは、日中の活動時間の多くを保育、教育、療育に関わる施設で過ごします。このため、こどもに関わる大人は、保護者と同様に、これらのこどもの権利に関する理解があることがとても重要です。職員の資質向上を図る上でも、配慮される必要があります。
  - 2 こどもに関する大人は、こどもの考えや個性を理解することで、より良い支援ができます。そのような関わりの中で、こどもは信頼関係を持ち、心身ともに育まれます。

## ◆ 第4章 こどもにやさしい環境づくり

この条例には、すべてのこどものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。家庭、保育園や幼稚園、学校、地域など、こどもが過ごすところや関わるすべての場所で、こどもの権利が守られ、社会全体で、こどもが自分の思いを伝え、参加できる場を作っていきます。

一方で、こどもを支え、こどもを育てる大人もまた幸せであることが求められます。大人にとってもやさしい社会となるよう、南砺市全体の環境を見直していきます。



### 〈南砺市〉

こどもの権利が守られるために、いろいろなことに取り組みます。

こどもの意見や考えや思いをいかすように取り組みます。

大人がそれぞれの役割を果たすことができるように支えます。

### こども施策に取り組み、こどもの環境を整えていきます

こどものすこやかな成長に対する支援とともに、こどもに関わる大人がこどもと関わるのが幸せだと実感できる南砺市を目指し、こどもが生まれる前段階からの支援や環境整備を切れ目なく行います。

#### こどもに直接 関わる支援

- こども参加の機会創出
- いじめ対策  
など

#### こどもに関わる 大人への支援

- 医療費助成制度
- 雇用環境の整備  
など

#### こどもに関係する 環境の整備

- 相談機関の充実
- 図書館・公園の整備  
など

## 【こどもに関わる地域団体の役割】

- 第11条 1. こどもに関わる地域団体(以下「地域団体」といいます。)は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。
2. 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。



**解説** こどもの権利を保障するためのこどもに関わる地域団体の役割を定めます。

- 1 こどもは、地域の中で、家族以外の人たちと接し、同じ地域でつながっているこどもたちの中で新たな発見や学びの機会を持つことができます。こどもに関わる地域団体は、多様な経験や交流の機会を持つことで、こどもに必要な支援ができます。
- 2 また、こどもに関わる地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支え、地域の中で孤立することがないように努めなければなりません。